

# 月形高校 いじめ対策基本方針及び対策マニュアル

## いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS等を介して行われるものを含む）であり、これらの行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### I 本校のいじめ対策

**事実発覚** → 発見者、対処者による**認知**

→ いじめ対策委員会委員長（生徒指導部長）の**認知**

→ 教頭の**認知** → 校長の**認知**

- \* 上記の順で確実に報告をする。（認知）
- \* 報告を受けて、**いじめ対策委員会**（教頭・生徒指導部長・教務部長・進路部長・養護教諭・S・C・場合によっては警察官）にて対策法を討議し（保護者、関係機関との連絡協議も含む）、対策法を作成。職員会議にて審議、対策を決定する。
- \* 対策後の結果を当委員会にて吟味し、対策が不十分な場合は更に対策を練り直し対処する。

特に緊急を要する場合は、発見者、対処者から速やかに教頭に連絡し対応する。その後上記の対策を行う。また、重大事態と判断される事例の場合、速やかに北海道教育委員会に報告する。

- \* 本校「いじめ対策委員会」の役割は以下の通り
  - 1) 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
  - 2) ・いじめの未然防止 ・年間指導計画の作成 ・具体的取組の計画及び実施
  - 3) いじめの早期発見、早期対応 ・いじめ調査及びアンケート ・調査結果、報告等の情報の整理・分析 ・いじめが疑われる案件の事実確認と判断 ・月高SOSの実施と確認及び記録
  - 4) 関係機関との連携
  - 5) 校内研修会の企画・立案
- \* 重大事態
  - (1) ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている。
    - ① 生徒が自殺を企図した場合（自殺を凶った、自殺を凶ろうとした場合）
    - ② 身体に重大な障害を負った場合
    - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ④ 精神性の疾患を発症した場合
    - ⑤ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ⑥ 年間の欠席が 30日程度以上の場合
- ⑦ 連続欠席の場合は、状況により迅速に対応する。

## (2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って適切に対応するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、北海道教育委員会に報告する。指導支援を受け対応にあたっては、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。また、必要に応じて管内支援チーム、関係機関への支援を要請する。

## 2 いじめ予防の取組

- ア いじめに向かわせない態度の育成に向けた講話の実施。
- イ 授業や行事に主体的に参加できるわかる授業づくりを推進する。
- ウ 生徒の自己有用感・自己肯定感の育成を行う。
- エ 生徒自らがいじめについて主体的に学ぶ取組の推進を行う。
- オ 専門家やスクールカウンセラーを招いてソーシャルスキルトレーニングを実施する。
- カ 良好な人間関係を形成することの大切さについて理解を深める。
- キ 学校行事等での取組に対しても、意義を十分に理解させ、取組に対する自己評価・改善を行う機会を設ける。
- ク SNS等は、専門家や警察官などによる講演会、体験授業などを通して正確で安全な使用法を理解させる。

\*上記については、日常のHR、授業、行事、講演会（防犯、SNS、薬物、「総合的な探究の時間」）等の年間計画に組み込む。

## 3 いじめの構造から考える未然防止教育の方向性

- ア 根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感とホームルームへの安心感を育む。
- イ ホームルーム全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させる。
- ウ いじめについて教職員全員による年間3回の研修（コンパスやいじめ防止基本方針等の使用）、共通理解及び情報の共有としてほっとなどの生徒理解調査の利用と結果について研修等を行う。
- エ いじめを生まないための環境要因の改善と教職員の資質向上にむけての努力を行う。

## 4 いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

- ア 法律や自校の学校いじめ防止基本方針についての理解を深める。
- イ 司法機関や法律の専門家から法律の意味や役割について学ぶ機会を持つことで市民社会のルールを守る姿勢を身に付ける。
- ウ 生徒指導・学習指導の充実（人権意識、規範意識、帰属意識を互いに高める集団作り。コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり。）
- エ 特別活動、道徳教育の充実（ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動。いじめの問題に主体的に取り組む態度の育成。ボランティア活動の充実。）
- オ 教育相談の体制整備と充実（相談窓口の設置＝月高SOS・周知（いじめ対策委員会）。面談の

定期的実施（担任面談、随時面談、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携）

カ 人権教育の充実（授業、「総合的な探究の時間」）

キ 情報教育の充実（授業、情報モラル教育としての「総合的な探究の時間」の実施）

ク 保護者・地域との連携（いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知、学校公開の実施、開かれた学校づくりの推進、学校運営協議会との連携による教育効果アップ）

## 5 早期発見・早期解消の手だての実施について

### （1）いじめに気付くための組織的な取組

ア 日常的な生徒観察及び声かけを励行する。

イ 適宜実施するアンケート調査（年間3回、状況により随時）や担任を中心とした生徒との面談の実施を常々行う。

ウ 家庭と連携したいじめについての情報共有を行う。

エ 教育相談体制の充実とその機能整備を続ける。

オ いじめ対策委員会を定期的を開催し、学校いじめ防止基本方針の徹底のための研修実施やそのときの状況の変化に応じて常に内容の変更を行っていく。

カ 相談者を選ぶ事のできる相談窓口を設置し運用していく。（月高SOS）

### （2）いじめへの対応の組織的な共通理解

ア いじめ発見及び通報等の情報を受けたときの初期対応を怠ることなく迅速に行う。

イ 被害生徒及び保護者への支援を積極的に行う。

ウ 加害生徒への指導及び保護者への助言を行う。

エ いじめが起きた集団への働きかけを、慎重により効果的に行う。

オ ネット上でのいじめ被害への対応及び、警察官による定期的な講演会を実施する。

### （3）いじめ解消に向けた対応

ア いじめ対策委員会と学年、担任との連携の中で、被害生徒の直接対応は本人の意向を尊重した上で、本人の希望の人材を対応者とし、担任や学年はそのサポートを行う。いじめ対策委員会は、他機関との連絡調整及び対策方針の検討、遂行、補助を行う。

イ 加害者生徒に対しての指導も状況をしっかりと踏まえた上で、同上（ア）と同様の対応方法で行う。

### （4）いじめ解消の確認

いじめの「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア 被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。期間は少なくとも3か月を目安とする。

イ 被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。

ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒の関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

## 6 保護者との連携について

### （1）未然防止に向けた日常的な情報交換を行う。

- (2) いじめが確認された場合の事実関係の情報提供及びそれに関わる支援・助言が常にできるよう  
なつながりを、常に持つておく。
- (3) 被害者及び加害者の保護者との連携を親身になって行う。

## 7 地域の人々・外部組織との連携について

- (1) 保護者・地域住民が学校運営に参画して地域とともにある学校づくりを目指すためにさまざま  
な形で連携をはかる。
- (2) HPを活用し、保護者や地域に対していじめの取組に関する情報発信を行う。(年3回)
- (3) ネット利用及び生命尊重等を演題にした外部講師を活用した講話の実施、計画を行う。(年2  
回)
- (4) 犯罪行為や生徒の身体・生命に被害が及ぶ際の警察並びに教育委員会との連携。
- (5) PTA や地域の関係団体と学校関係者が協議し、地域ぐるみの取組を推進していく。(ボラン  
ティア活動、講演会、実習の実施)
- (6) 重大事態が発生した際の第三者委員会の設置等による組織体制の確立を行う。

## 8 その他留意事項について

- (1) 教職員の資質向上に向けた校内外研修の充実・促進をはかる。
- (2) 学校評価や教職員評価の活用。
- (3) 「コンパス」を使用した職員による校内研修の実施。
- (4) 学校の相談窓口は、

いじめ対策委員会(代表 生徒指導部長) 0126-53-2046

月高SOS(生徒専用)・・・生徒のリクエストにより、本校教員、SC、警察官など相談者  
を自由に選択できるシステムです。

